

平成24年1月12日

各位

都市計画局建築指導部
建築審査課
(電話 075-222-3616)

令第126条の6に規定する非常用進入口に代わる窓における
低放射ガラス（通称Low-Eガラス）の取扱いについて

平成23年12月28日付け消防庁予防課からの事務連絡の中で、低放射ガラス（通称Low-Eガラス）は「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」の判断に当たっては、基板（板ガラス等）と同等なものとして取扱ってよい旨の回答がなされました。よって、建築基準法施行令第126条の6第1項二号にいう「屋外から進入を妨げる構造を有しないもの」及び令第126条の7第1項四号にいう「破壊して室内に進入できる構造のもの」において、低放射ガラスは基板と同等なものとして取扱います。

(参考)

基板ガラスの取扱いについては、京都市建築法令実務ハンドブック（解釈編）4-9, 2号の表によります。